

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○無線設備規則（昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備）

（狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備）

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式（変調方式が四分の
 π シフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏
 位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交
 振幅変調であるものをいう。以下同じ。）の無線局の無線設備で
 あつて、一四二MHzを超え一七〇MHz以下、二五五MHzを超え二七五
 MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を
 使用するものは、次の各号に定める条件に適合するものでなけれ
 ばならない。ただし、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信
 を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信
 等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、海岸局、
 航空局、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大
 臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別
 に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式（変調方式が四分の
 π シフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏
 位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交
 振幅変調であるものをいう。以下同じ。）の無線局の無線設備で
 あつて、一四二MHzを超え一七〇MHz以下、二五五MHzを超え二七五
 MHz以下（変調方式が四値周波数偏位変調であるものを除く。）又
 は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するも
 のは、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。
 ただし、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局
 及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線
 局、小電力セキュリティシステムの無線局、海岸局、航空局、実
 験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各
 号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する
 無線局の無線設備については、この限りでない。

一〜三 (略)

一〜三 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)